

I-2 ペットフード

I-2 ペットフードの表示に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第1項の規定に基づき、ペットフードの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(表示の基本)</p> <p>第2条 事業者は、前条の目的を達成するため、自己が流通に供するペットフードの品質・性能に関して、適正な表示を通じて一般消費者に正しく、かつ、十分に説明し、その正しい選択と安定した使用が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規約において「ペットフード」とは、穀類、デンプン類、糟糠類、糖類、油脂類、種実類、豆類、魚介類、肉類、卵類、野菜類、乳類、果実類、きのこ類、藻類、ビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類、その他の添加物等を原材料とし、混合機、蒸煮機、成型機、乾燥機、加熱殺菌機、冷凍機等を使用して製造したもの、又は天日干し等簡易な方法により製造したもので、犬の飲食に供するもの(以下「ドッグフード」という。)又は猫の飲食に供するもの(以下「キャットフード」という。)をいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、ペットフードを製造又は輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者をいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項に指定するものであって、ペットフードの表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 規約第3条第2項に規定する「これらに準ずる事業者」とは、ペットフードの製造を他に委託して自己の商標又は名称を表示して販売する事業者をいう。</p> <p>2 規約第3条第3項に規定する「施行規則に定めるもの」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、カタログ、POPその他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(ブラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(必要な表示事項)</p> <p>第4条 事業者は、小売用の容器に入れられ又は包装を施されたペットフードを製造又は販売する場合には、その容器又は包装に、次に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文で明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) ドッグフード又はキャットフードである旨</p> <p>(2) ペットフードの目的(総合栄養食、間食、その他の目的食の別)</p>	<p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>(容器又は包装)</p> <p>第2条 規約第4条のペットフードの容器又は包装とは、缶、ビン、袋、箱等一般消費者に販売する最終単位の容器又は包装をいう。</p> <p>(必要な表示事項の表示基準)</p> <p>第3条 規約第4条に規定する必要な表示事項は、次の基準により表示するものとする。</p> <p>(1) ドッグフード又はキャットフードである旨 ドッグフードについては「ドッグフード」と、キャットフードについては「キャットフード」とそれぞれ表示する。</p> <p>(2) ペットフードの目的の表示 ペットフードの目的の表示は、次に定める基準に従い、「総合栄養食」、「間食」、「その他の目的食」のいずれかとする。</p> <p>総合栄養食.....規約第5条第1項に定める「栄養成分等の基準」を満足するペットフードについて表示できることとし、同条第2項の規定により、当該ペットフードが総合栄養食として適用される成長段階を併記するものとする。成長段階は、栄養要求量の高い順に、次のとおりとする。</p> <p>「妊娠期/授乳期」 「幼犬期・幼猫期/成長期又はグロース」 「成犬期・成猫期/維持期又はメンテナンス」</p> <p>このほか、これら3段階の全てを満たすものとしては「全成長段階又はオールステージ」とすることができる。</p> <p>間食.....おやつ、スナック、又は褒美として時を選ばず、限られた量を与えられることが意図されているペットフード。</p> <p>なお、間食の表示に替えて、おやつ、スナック、その他これらに類似する表示にすることができる。</p> <p>その他の目的食.....特定の栄養を調整する又はカロリーを補給する、あるいは嗜好増進等の目的を満たすペットフードであって、給与方法に記載された他のペットフード又は食材とともに与えられることを意図されたもの、あるいは食事療法を目的としたもの。</p> <p>なお、表示は、栄養補完食、カロリー補給食、副食、あるいは特別療法食及びその他これらに類</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(3) 内容量</p> <p>(4) 給与方法</p> <p>(5) 賞味期限又は製造年月</p> <p>(6) 成分</p>	<p>似する表示にすることができる。ただし、「総合栄養食」と紛らわしい表示・表現を行ってはならないものとする。</p> <p>(3) 内容量の表示  内容量の表示は、グラム（又はg）若しくはキログラム（又はkg）、又はミリリットル（又はml）若しくはリットル（又はl）の単位で、単位を明記して正味量（NET）で記載するものとする。なお、内容量の許容誤差限度の表示は、計量法に準ずる。ただし、間食にあつては、個（コ、ケ）、本、その他これらに類する単位で、単位を明記して記載することができるものとする。</p> <p>(4) 給与方法の表示  給与方法の表示は、次の事項を記載するものとする。  総合栄養食………ペットの成長段階、体重、給与回数及び給与量  間食………必要とされる栄養、栄養バランスに支障を与えないための給与回数及び給与限量  その他の目的食…一日に必要な栄養又はカロリーを満たすために同時に与える主食となるべきペットフード又は食材の名称、給与の仕方及び給与量、若しくは食事療法のために指定された給与方法及び給与量</p> <p>(5) 賞味期限又は製造年月の表示  賞味期限又は製造年月の表示は、その旨の表示とともに、アラビア数字で記載するものとする。ただし、缶詰の場合は、「食品衛生法施行法規則」（最終改正・平成10年3月26日厚生省令第30号）第5条第3項の規定に準じて記載することができるものとする。  なお、賞味期限とは、当該ペットフードが未開封のまま指示された保存状態に置かれた場合に、製品の栄養及び食味を保証し得る期間として、個々の製造者により設定される期限（前項の例に従い年月をもって表示）を意味するものとする。ただし、製造者により設定される期間は、3年を超えないものとする。また、製造年月のみ表示する場合には、その旨の表示と賞味期限までの期間を明記する。</p> <p>(6) 成分の表示  成分の表示は重量百分比とし、次のとおり記載するものとする。  粗たん白質……… %以上  粗脂肪……… %以上  粗繊維……… %以下  粗灰分……… %以下  水分……… %以下  上記成分の分析方法は、農林水産省畜産局長の定</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(7) 原材料名</p> <p>(8) 原産国名</p> <p>(9) 事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>( 総合栄養食の表示基準 )</p> <p>第5条 この規約において「総合栄養食」とは、ペットフ</p>	<p>める飼料分析検査基準（平成7年11月15日付7畜B第1660号）又はそれに準ずる国際的検査基準による。ただし、粗脂肪については、酸分解処理が必要なペットフードではこれらの基準の酸分解抽出法による。</p> <p>(7) 原材料名の表示  原材料名の表示は、使用量の多い順に、次の事項を記載するものとする。  原料（添加物を除く）……別項ウ（1）を表示例として、主な原料を穀類・でん粉類等分類の名称又はとうもろこし・コーンスターチ等個別の名称で記載するものとする。  添加物……別項ウ（2）を表示例として、ペットフードの製造に使用した添加物の個別の名称を記載するものとする。なお、添加物を甘味料、着色料、保存料、増粘安定剤、酸化防止剤及び発色剤の目的で使用する場合は、用途名も併記するものとする。</p> <p>(8) 原産国名の表示  原産国名については、輸入品にあっては、原産国名を表示する。また、国産品については、原産国名表示を省略することができる。また、「国産」又は「事業者名及び事業所あるいは製造所の所在地名」で表示することができる。ここでいう原産国とは、最終加工工程を完了した国をいう。ただし、次に掲げる行為は、これに該当しないものとする。  ア 商品にラベルを付けその他の表示をすること  イ 商品を容器に詰め又は包装をすること  ウ 商品を単に詰め合わせ又は組み合わせること</p> <p>(9) 事業者の氏名又は名称及び住所  事業者の氏名又は名称及び住所の表示は、「製造者」、「販売者」、「輸入者」その他これに類する表示により事業者の種類を明示した上、これらの表示の次に記載するものとする。</p> <p>2 前項に規定する事項は、次の基準に基づき表示する。</p> <p>(1) 表示に用いる文字は、日本工業規格28305（1962）（以下「JIS28305」という。）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。</p> <p>(2) 内容量500グラム以下の小型容器にあっては、JIS28305に規定する6ポイントの活字以上の大きさの活字で表示できるものとする。</p> <p>(3) 外部から見にくい場所、例えば、セロハン、ポリ袋の内側やつなぎの部分等外部から読みにくくなっている表示は、規約第4条に規定する「明りょう」な表示とは認められない。</p> <p>( 総合栄養食の表示 )</p> <p>第4条 規約第5条第2項に規定する「施行規則に定める</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>ードのうち、犬又は猫に毎日の主要な食事として給与することを目的とし、当該ペットフードと水だけで指定された成長段階における健康を維持できるような栄養的にバランスのとれた製品であって、施行規則に定める栄養成分等の基準を満たすものをいう。</p> <p>2 事業者は、前条第2号の規定によりペットフードの目的として、「総合栄養食」を表す旨の表示をする場合には、当該ペットフードが適用される犬又は猫の成長段階を施行規則に定める基準に従い併記しなければならない。</p> <p>3 事業者は、このほか、「総合栄養食」である旨の表示をする場合には、施行規則に定める事項を表示するものとする。</p>	<p>栄養成分等の基準」は、次のいずれかとする。</p> <p>(1) 最終製品について、別項アに規定する方法によって行った分析試験の結果が、別項アに規定する栄養基準に合致すること。</p> <p>(2) 別項イに規定する成長段階の給与試験の結果が、それぞれの評価基準に合致すること。</p> <p>2 前項にいう栄養基準又は評価基準は、国際的に認められた動物栄養に関する機関のもので、最終製品中での栄養成分の有用性及び消化吸収の双方を考慮しているものとする。なお、これらの基準に代わるものとして公正取引協議会が適切と判断した場合には、速やかに新たな基準を採用するものとする。</p> <p>3 「総合栄養食」を表す旨の表示をする場合には、次に定める表示又はこれと同等と認められる表示を行うものとする。</p> <p>(1) 「この商品は、ペットフード公正取引協議会の定める分析試験の結果、総合栄養食の基準を満たすことが証明されています。」</p> <p>(2) 「この商品は、ペットフード公正取引協議会の定める給与試験の結果、総合栄養食であることが証明されています。」</p> <p>4 「総合栄養食」を表す旨の表示をする事業者は、表示の根拠となる分析試験又は給与試験の結果を責任をもって保管し、試験の内容（方法、実施機関及び実施時期）及び試験結果の保管場所を別項エの様式により公正取引協議会に報告するものとする。</p> <p>5 第1項の基準を満たす「総合栄養食」につき、原材料の利用可能性、風味の変更等の理由により、処方を変更するときには、処方変更後の製品が以下の条件を満たしている場合に限り、引き続き「総合栄養食」として扱うことができるものとする。</p> <p>(1) 変更前の製品とタイプが同一であること</p> <p>(2) 変更前の製品と「総合栄養食」として適用される成長段階が同一であること、又はそれより栄養要求量の低い成長段階であること</p> <p>(3) 変更前の製品に使われたものと原材料が同類であること、かつ、その製品が栄養及び消化吸収性において同等のものであること</p> <p>(4) 変更前の製品と主要栄養素（粗たんぱく質、リジン、メチオニン、粗脂肪、リノール酸、カルシウム、リン、亜鉛、ビタミンA、ビタミンB2。キャッ</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第6条 事業者は「ビーフ」、「チキン」、「まぐろ」等特定の原材料をペットフードの内容量の5パーセント以上使用している場合でなければ、当該ペットフードの商品名、絵、写真、説明文等に当該原材料を使用している旨の表示をしてはならない。</p> <p>(その他の表示事項等)</p> <p>第7条 ペットフード公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため、必要又は適当と認められる場合には、第4条から第6条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示の基準を施行規則により定めることができる。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第8条 事業者は、ペットフードの取引に関し、次の号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) ペットフードでないものがペットフードであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 客観的根拠に基づかない、特選、特級等の表示</p> <p>(3) 他の事業者又はその製品を中傷し、又は誹謗する表示</p> <p>(4) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) ペットフードの成分、原材料又は製造方法について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 賞を受けた事実又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、受賞又は推奨を受けたと誤認されるおそれがある表示</p> <p>(7) 内容物の保護、品質保全又は製造技術上必要な限度を超えて著しく過大な容器包装を用いること</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(ペットフード公正取引協議会の設置)</p> <p>第9条 この規約及びペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約を適正に施行するため、ペットフード公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第10条 公正取引協議会は次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること</p>	<p>トフードの場合はこれらに加えてタウリン。)の分析値のレベルが同等であること</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第5条 規約第8条第5号に掲げる不当表示には、客観的根拠に基づかない「無添加食品」、「自然食品」等の表示が含まれる。</p> <p>(賞を受けた時期の表示)</p> <p>第6条 規約第8条第6号に規定する賞を受けた旨を表示する場合にあっては、それを受けた時期及び授賞者の氏名又は名称を記載するものとする。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること</p> <p>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情の処理に関すること</p> <p>(7) 関係官公庁との連絡に関すること</p> <p>(8) その他この規約の施行に関すること (違反に対する調査)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、第4条、第5条、第6条又は第8条の規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他の事実について必要な調査を行う。</p> <p>2 公正取引協議会に参加する事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。ただし、自己の企業秘密に属する事項の開示が必要となる場合には、事業者は、公正取引協議会が承認した中立的な第三者機関による調査等、秘密保持のための合理的手段を講ずるべきことを公正取引協議会に対して求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して、調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 (違反に対する措置)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、第4条、第5条、第6条又は第8条の規定に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は公正取引委員会に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。 (違反に対する決定)</p> <p>第13条 公正取引協議会は、第11条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から30日以</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議申立てがあった場合には、当該事業者追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいてさらに審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、前2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第14条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとする時は、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規約の変更は、平成18年1月4日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この施行規則の変更は、公正取引委員会の承認があった日(平成19年6月20日)から施行する。</p> <p>2 この施行規則の施行の日から18か月以内に販売されるペットフードの表示については、なお従前の例によることができる。</p> <p>3 この施行規則の変更の施行前に事業者が行った表示については、なお従前の例によることができる。</p>